

赤穂市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月23日

赤穂市長 卑 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第2号

### 赤穂市文書管理規程の一部を改正する規程

赤穂市文書管理規程（平成9年赤穂市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「受領印」の次に「又は署名」を加え、同号ただし書中「、時刻を記入して押印する」を「及び時刻を記入する」に改める。

第27条第2項を削る。

第29条の2中「電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項」を「赤穂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年赤穂市規則第27号）第2条第2号」に改める。

第32条中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

様式第2号(1)中「取扱者印」を「取扱者」に、「受領者印」を「受領者」に改める。

様式第2号(2)中「收受年月日」を「到着年月日」に、「時間」を「時刻」に、「取扱者印」を「取扱者」に、「受領者印」を「受領者」に改める。

様式第5号を次のように改める。

## 様式第5号(第32条関係)

郵 送 等 依 賴 書		依頼者	文書主任	年月日			
文書件名				課 名			
				事業(簡略)番号			
宛 先				区分	市内	市外	計
種類	数量	単価	郵送料	発送処理			
第1種							
				発送番号			
第2種				数量	単価	金額	
書留							
簡易書留							
速達							
特定記録				ゆうメール合計			
合 計							
立替				ゆうパック合計			

様式第6号を削る。

#### 付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、様式第5号及び様式第6号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存する改正前の赤穂市文書管理規程様式第2号(1)、様式第2号(2)及び様式第6号による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。